

(証券コード：6287)

平成23年6月2日

株 主 各 位

東京都目黒区下目黒一丁目7番1号

株式会社 サ ト 一

代表取締役 西田 浩一

(連絡先) 東京都目黒区下目黒一丁目7番1号

株式会社サトー 総 務 部

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

このたびの東日本大震災により被災された株主の皆様には、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記により開催いたします。万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示のうえ、平成23年6月23日（木曜日）までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番2号
東京ミッドタウン ミッドタウン・イースト
地下1階ミッドタウン・ホールA
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第61期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 新設分割計画及び吸収分割契約承認の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となります。
 - 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.sato.co.jp/ir/stockholder/shareholders/index.html>) に掲載いたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第61期の期末配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を行うという基本方針に基づき、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしました。

また、当期は創業70周年に当たります。株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表し、普通配当に併せまして記念配当1円を加え以下のとおりといたしたく存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円
配当総額 541,988,460円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年6月27日

この結果、中間配当金を含めました年間配当金は、1株につき34円となります。

第2号議案 新設分割計画及び吸収分割契約承認の件

1. 新設分割計画及び吸収分割契約を行う理由

当社は、昭和15年の創業以来、パッケージ加工機械、ハンドラベラー等の省力機器を社会に送り出し、その後、電子プリンタ及びシール、ラベル、ICタグ・ラベル、タグ、チケット、リボン、MCカード等サプライ製品を中心とした自動認識技術関連機器の開発、製造、販売により社会に貢献してまいりました。

一方、当社グループを取り巻く事業環境は常に変化し続けており、そのような状況下において収益力を伴った成長企業を目指し、将来にわたって成長軌道を確認していくには、以下の課題に対応していく必要があると考えております。

- ① 海外事業を含めたグループ全体の事業活性化を実現し、グローバル市場のニーズに効率的に対応していくこと。
- ② グローバル事業拡大の基盤である日本事業の組織を独立した小さな企業の集合体に再編することで、自由闊達で革新的な企業風土を強化し、責任と権限を委ね、経営の機動性を高めると同時に、次世代の経営人財を育成していくこと。
- ③ 新たな成長分野に対して積極的にグループ経営資源の重点的かつ迅速な投資を行っていくこと。

このような観点から、当社グループは持株会社体制に移行することとし、設立する6社に承継する新設分割及び既存の100%子会社1社に承継する吸収分割を行うものであります。

2. 新設分割計画及び吸収分割契約の内容の概要

新設分割計画書

株式会社サトー（平成23年10月3日付けで商号を「サトーホールディングス株式会社」に変更予定。）は、第1条に定める当社の本事業に関して当社が有する権利義務を、新設分割設立会社（以下、「新設会社」という。）である第1条に定める新設会社6社（以下、総称して「各新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本分割」という。）を行うこととし、次のとおり新設分割計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

（新設分割）

第1条 当社は、会社法に定める新設分割の方法により、本計画に基づき、当社の各部門の事業（以下、総称して「本事業」という。）に関して当社が有する権利義務を、次のとおり各新設会社に承継させる。

承継される当社の事業	承継する新設会社
電子プリンタ、ハンドラベラー等メカトロ製品及びサプライ製品の販売	株式会社サトー
サプライ製品の製造、販売	サトープリンティング株式会社
電子プリンタ、ハンドラベラー等メカトロ製品の製造、販売	サトーメカトロニクス株式会社
電子プリンタ、ハンドラベラー等メカトロ製品の開発、設計	サトーテクノラボ株式会社
電子プリンタ、ハンドラベラー等メカトロ製品及びサプライ製品の品質保証、品質管理	サトー品質保証センター株式会社
サプライ製品の印刷、加工ならびに受注管理	サトーコミュニケーションズ株式会社

(新設会社の定款で定める事項等)

第2条 各新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1～6記載のとおりとする。

(新設会社が当社から承継する権利義務)

第3条 各新設会社が当社から承継する資産、負債及び権利義務は、平成23年3月31日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした別紙7～12「承継権利義務明細表」記載に、効力発生日前日までの増減を加味して確定する。

なお、当社から各新設会社に承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。

(新設会社が本分割に際して交付する株式の数)

第4条 各新設会社は、本分割に際して、本事業に関する権利義務の対価として、それぞれ次に定める数の普通株式を発行し、その全部を当社に交付する。

新設会社	普通株式の数
株式会社サトー	80,000株
サトープリンティング株式会社	6,000株
サトーメカトロニクス株式会社	4,000株
サトーテクノラボ株式会社	200株
サトー品質保証センター株式会社	200株
サトーコミュニケーションズ株式会社	200株

(新設会社の資本金及び準備金の額等)

第5条 各新設会社の資本金及び資本準備金の額等は、次のとおりとする。ただし、当社は、効力発生日における本事業の資産及び負債の状態により、これを変更することができる。

新設会社	資本金	資本準備金	利益準備金
株式会社サトー	4,000,000千円	1,000,000千円	0円
サトープリンティング株式会社	300,000千円	75,000千円	0円
サトーメカトロニクス株式会社	200,000千円	50,000千円	0円
サトーテクノラボ株式会社	10,000千円	2,500千円	0円
サトー品質保証センター株式会社	10,000千円	2,500千円	0円
サトーコミュニケーションズ株式会社	10,000千円	2,500千円	0円

その他資本剰余金：各新設会社が承継する資産の額から承継する負債の額を控除した金額のうち、資本金及び資本準備金として計上しない額

(効力発生日)

第6条 本分割の効力発生日及び各新設会社の設立の登記すべき日は、平成23年10月3日とする。ただし、手続きの進行上必要がある場合は、これを変更することができる。

(新設会社の取締役及び監査役等)

第7条 新設会社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人の氏名、名称は、次のとおりとする。

新設会社	取締役	監査役	会計監査人
株式会社サトー	松山 一雄 藤井 悦夫 マイク ファウラー 小瀧龍太郎 渡邊 信夫 田才 進 熊林 知之	櫛田 晃裕 米谷 真	有限責任 監査法人 トーマツ
サトープリンティング株式会社	宇敷 謙二 小瀧智奈美 高島 哲也 清水 香晶 太田 康雄 葉山 誠	永倉 淳一 米谷 真	—
サトーメカトロニクス株式会社	安江 大道 八重樫 学 佐藤 博美 上杉 浩一 櫻田 聡 山田 圭助	吉井 清彦	—
サトーテクノラボ株式会社	山田 圭助 三栖 康博 福澤 修 米元 武秀 安江 大道	吉井 清彦	—
サトー品質保証センター株式会社	阿部 健勇 菊池 透 千田 浩三 葉山 誠	西山 裕	—
サトーコミュニケーションズ株式会社	高橋 麻子 猪野 知幸 阿部 善 清原 義文	武田 健一	—

(本計画の効力)

第8条 本計画は、当社の株主総会における承認または法令に定める関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

(競業避止義務)

第9条 当社は、本分割の効力発生效后においても、各新設会社に対し、本事業について競業避止義務を負わない。

(条件の変更等)

第10条 本計画作成の日から、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により本事業に関する資産状態または経営状態に重大な変更を生じた場合、または本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本分割の条件その他本計画の内容を変更し、または本分割を中止することができる。

(規定外事項)

第11条 本計画に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項または疑義のある事項は、本計画の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成23年4月27日

東京都目黒区下目黒一丁目7番1号
株式会社 サ ト ー
代表取締役執行役員社長 西 田 浩 一

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社サトーと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 光学記号、電波記号等自動識別システムの開発販売
2. 電子機械器具の販売
3. 磁気カードプリンタ、磁気カード読取機、磁気カード読取・書込機等の機械器具の販売
4. ラベル、シール用自動貼付け機等の省力機械器具の販売
5. ラベル、シール、タグ（値札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）等を使用する表示用機械器具の販売
6. コンピュータ等情報機器のシステム設計ならびにソフトウェアの開発及び販売
7. 情報処理サービスの提供に関する業務
8. 印刷機械の販売
9. 札取付け機械器具の販売
10. 計量機の販売
11. 店舗用商品等の監視装置の販売
12. テープ類の販売
13. ラベル、シール、タグ（値札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）、ポスター、チラシ、伝票等の販売
14. 接着剤、剥離剤の販売
15. インキローラー、カーボンリボン及びトナーの販売
16. ラベル、シール用紙類の販売
17. 包装機械器具の販売
18. 前各号に関連する調査、計画、設計、技術指導、技術協力、教育訓練及び運営

19. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、160,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときには、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、代表取締役が招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、代表取締役、監査役及び取締役会

(員数)

第14条 当会社の取締役は10名以内とし、監査役は3名以内とする。

(選任)

第15条 取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

4 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第17条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第18条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要により取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第19条 取締役及び監査役の報酬、賞与其他職務の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第24条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項の定めによる剰余金の配当（以下「中間配当」という）を行うことができる。

(除斥期間)

第25条 利益配当及び中間配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成24年3月31日までとする。

(附則の削除)

第2条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除するものとする。

[別紙2：サトープリンティング株式会社]

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、サトープリンティング株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ラベル、シール用自動貼付け機等の省力機械器具の製造販売
2. テープ類の製造販売
3. ラベル、シール、タグ（値札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）、ポスター、チラシ、伝票等の製版、印刷、加工ならびに製造販売
4. 接着剤、剥離剤の製造販売
5. インキローラー、カーボンリボン及びトナーの製造販売
6. ラベル、シール用紙類の製造販売
7. 包装機械器具の製造販売
8. 前各号に関連する調査、計画、設計、技術指導、技術協力、教育訓練及び運営
9. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、12,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときには、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議のもとづき、代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役、代表取締役、監査役及び取締役会

(員 数)

第14条 当社の取締役は8名以内とし、監査役は3名以内とする。

(選 任)

第15条 取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

4 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第17条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第18条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要により取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第19条 取締役及び監査役の報酬、賞与其他職務の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第24条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項の定めによる剰余金の配当（以下「中間配当」という）を行うことができる。

(除斥期間)

第25条 利益配当及び中間配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成24年3月31日までとする。

(附則の削除)

第2条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除するものとする。

[別紙3：サトームカトロニクス株式会社]

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、サトームカトロニクス株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 光学記号、電波記号等自動識別システムの開発製造販売
2. 電子機械器具の製造販売
3. 磁気カードプリンタ、磁気カード読取機、磁気カード読取・書込機等の機械器具の製造販売
4. ラベル、シール用自動貼付け機等の省力機械器具の製造販売
5. ラベル、シール、タグ（値札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）等を使用する表示用機械器具の製造販売
6. 前各号に関連する製品の輸入業
7. 前各号に関連する調査、計画、設計、技術指導、技術協力、教育訓練及び運営
8. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときには、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議のもとづき、代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、代表取締役、監査役及び取締役会

(員 数)

第14条 当社の取締役は8名以内とし、監査役は2名以内とする。

(選 任)

第15条 取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

4 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第17条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第18条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要により取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第19条 取締役及び監査役の報酬、賞与其他職務の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第24条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項の定めによる剰余金の配当（以下「中間配当」という）を行うことができる。

(除斥期間)

第25条 利益配当及び中間配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成24年3月31日までとする。

(附則の削除)

第2条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除するものとする。

[別紙4：サトーテクノラボ株式会社]

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、サトーテクノラボ株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 光学記号、電波記号等自動識別システムの設計開発
2. 電子機械器具の設計開発
3. 磁気カードプリンタ、磁気カード読取機、磁気カード読取・書込機等の機械器具の設計開発
4. ラベル、シール用自動貼付け機等の省力機械器具の設計開発
5. ラベル、シール、タグ（値札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）等を使用する表示用機械器具の設計開発
6. 印刷機械の設計開発
7. 札取付け機械器具の設計開発
8. 計量機の設計開発
9. インキローラー、カーボンリボン及びトナーの設計開発
10. 前各号に関連する指導、調査、計画、技術指導、技術協力、教育訓練、運営及びコンサルティング業
11. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときには、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議のもとづき、代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、代表取締役、監査役及び取締役会

(員数)

第14条 当会社の取締役は8名以内とし、監査役は2名以内とする。

(選任)

第15条 取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。
- 3 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 4 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第17条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第18条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要により取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第19条 取締役及び監査役の報酬、賞与其他職務の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第24条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項の定めによる剰余金の配当（以下「中間配当」という）を行うことができる。

(除斥期間)

第25条 利益配当及び中間配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成24年3月31日までとする。

(附則の削除)

第2条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除するものとする。

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、サトー品質保証センター株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子機械器具の品質保証、品質管理
2. 磁気カードプリンタ、磁気カード読取機、磁気カード読取・書込機等の機械器具の品質保証、品質管理
3. ラベル、シール用自動貼付け機等の省力機械器具の品質保証、品質管理
4. ラベル、シール、タグ（植札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）等を使用する表示用機械器具の品質保証、品質管理
5. テープ類の品質保証、品質管理
6. ラベル、シール、タグ（植札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）、ポスター、チラシ、伝票等の品質保証、品質管理
7. 接着剤、剥離剤の品質保証、品質管理
8. インキローラー、カーボンリボン及びトナーの品質保証、品質管理
9. ラベル、シール用紙類の品質保証、品質管理
10. 包装機械器具の品質保証、品質管理
11. 環境影響評価の受託
12. 品質保証、品質管理、環境に関するコンサルティング
13. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときには、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議のもとづき、代表取締役が招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、代表取締役、監査役及び取締役会

(員数)

第14条 当会社の取締役は6名以内とし、監査役は2名以内とする。

(選任)

第15条 取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。
- 3 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 4 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第17条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第18条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要により取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第19条 取締役及び監査役の報酬、賞与其他職務の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第24条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項の定めによる剰余金の配当（以下「中間配当」という）を行うことができる。

(除斥期間)

第25条 利益配当及び中間配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成24年3月31日までとする。

(附則の削除)

第2条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除するものとする。

[別紙6：サトーコミュニケーションズ株式会社]

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、サトーコミュニケーションズ株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ラベル、シール、タグ（値札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）、ポスター、チラシ、伝票等の製版、印刷、加工ならびに製造販売
2. ラベル、シール、タグ（値札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）、ポスター、チラシ作成ウェブサービスの提供
3. 電子データ交換による受注等の運営管理に関する業務
4. コールセンターに関する業務
5. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(基準日)

第9条 当会社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときには、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、代表取締役、監査役及び取締役会

(員 数)

第14条 当社の取締役は6名以内とし、監査役は2名以内とする。

(選 任)

第15条 取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

4 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第17条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第18条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要により取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第19条 取締役及び監査役の報酬、賞与其他職務の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第24条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項の定めによる剰余金の配当（以下「中間配当」という）を行うことができる。

(除斥期間)

第25条 利益配当及び中間配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成24年3月31日までとする。

(附則の削除)

第2条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除するものとする。

承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、電子プリンタ、ハンドラベラー等メカトロ製品及びサプライ製品の販売事業（以下、「事業①」という。）に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成23年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

事業①に属する流動資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、関係会社向け短期貸付金を除く。

(2) 固定資産

事業①に属する固定資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、建物、構築物、建物附属設備、土地、水道施設利用権、電話加入権、電気通信施設利用権、投資有価証券、関係会社株式、関連会社株式、関係会社出資金及び関係会社向け長期貸付金を除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

支払手形、関係会社向け支払手形、関係会社以外に係る買掛金、未払金（ファクタリング）の一切及び事業①に属するその他流動負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、短期借入金、未払配当金、未払人件費、従業員預り金、関係会社預り金、賞与引当金及び未払税金を除く。

(2) 固定負債

事業①に属する固定負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、長期借入金及び退職引当金を除く。

3. 承継する契約関係（雇用契約を除く）

事業①に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他事業①に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なもののうち本分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

4. 雇用契約

事業①に属する従業員との雇用契約は承継しない。

5. その他の権利義務

（1）知的財産等

知的財産権は承継しないものとし、そのうち新設会社が事業①に使用するものについては、当社が新設会社に使用許諾する。

（2）許認可等

事業①に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、サプライ製品の製造、販売事業（以下、「事業②」という。）に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成23年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

事業②に属する流動資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、関係会社向け短期貸付金を除く。

(2) 固定資産

事業②に属する固定資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、建物、構築物、建物附属設備、土地、水道施設利用権、電話加入権、電気通信施設利用権、投資有価証券、関係会社株式、関連会社株式、関係会社出資金及び関係会社向け長期貸付金を除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

事業②に属する流動負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、支払手形、関係会社向け支払手形、関係会社以外に係る買掛金、未払金（ファクタリング）、短期借入金、未払配当金、未払人件費、従業員預り金、関係会社預り金、賞与引当金及び未払税金を除く。

(2) 固定負債

事業②に属する固定負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、長期借入金及び退職引当金を除く。

3. 承継する契約関係（雇用契約を除く）

事業②に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他事業②に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なもののうち本分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

4. 雇用契約

事業②に属する従業員との雇用契約は承継しない。

5. その他の権利義務

（1）知的財産等

知的財産権は承継しないものとし、そのうち新設会社が事業②に使用するものについては、当社が新設会社に使用許諾する。

（2）許認可等

事業②に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、電子プリンタ、ハンドラベラー等メカトロ製品の製造、販売事業（以下、「事業③」という。）に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成23年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

事業③に属する流動資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、関係会社向け短期貸付金を除く。

(2) 固定資産

事業③に属する固定資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、建物、構築物、建物附属設備、土地、水道施設利用権、電話加入権、電気通信施設利用権、投資有価証券、関係会社株式、関連会社株式、関係会社出資金及び関係会社向け長期貸付金を除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

事業③に属する流動負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、支払手形、関係会社向け支払手形、関係会社以外に係る買掛金、未払金（ファクタリング）、短期借入金、未払配当金、未払人件費、従業員預り金、関係会社預り金、賞与引当金及び未払税金を除く。

(2) 固定負債

事業③に属する固定負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、長期借入金及び退職引当金を除く。

3. 承継する契約関係（雇用契約を除く）

事業③に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他事業③に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なもののうち本分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

4. 雇用契約

事業③に属する従業員との雇用契約は承継しない。

5. その他の権利義務

(1) 知的財産等

知的財産権は承継しないものとし、そのうち新設会社が事業③に使用するものについては、当社が新設会社に使用許諾する。

(2) 許認可等

事業③に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、電子プリンタ、ハンドラベラー等メカトロ製品の開発、設計事業（以下、「事業④」という。）に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成23年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

事業④に属する流動資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、関係会社向け短期貸付金を除く。

(2) 固定資産

事業④に属する固定資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、建物、構築物、建物附属設備、土地、水道施設利用権、電話加入権、電気通信施設利用権、投資有価証券、関係会社株式、関連会社株式、関係会社出資金及び関係会社向け長期貸付金を除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

事業④に属する流動負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、支払手形、関係会社向け支払手形、関係会社以外に係る買掛金、未払金（ファクタリング）、短期借入金、未払配当金、未払人件費、従業員預り金、関係会社預り金、賞与引当金及び未払税金を除く。

(2) 固定負債

事業④に属する固定負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、長期借入金及び退職引当金を除く。

3. 承継する契約関係（雇用契約を除く）

事業④に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他事業④に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なもののうち本分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

4. 雇用関係

事業④に属する従業員との雇用契約は承継しない。

5. その他の権利義務

（1）知的財産等

知的財産権は承継しないものとし、そのうち新設会社が事業④に使用するものについては、当社が新設会社に使用許諾する。

（2）許認可等

事業④に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、電子プリンタ、ハンドラベラー等メカトロ製品及びサプライ製品の品質保証、品質管理事業（以下、「事業⑤」という。）に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成23年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

事業⑤に属する流動資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、関係会社向け短期貸付金を除く。

(2) 固定資産

事業⑤に属する固定資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、建物、構築物、建物附属設備、土地、水道施設利用権、電話加入権、電気通信施設利用権、投資有価証券、関係会社株式、関連会社株式、関係会社出資金及び関係会社向け長期貸付金を除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

事業⑤に属する流動負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、支払手形、関係会社向け支払手形、関係会社以外に係る買掛金、未払金（ファクタリング）、短期借入金、未払配当金、未払人件費、従業員預り金、関係会社預り金、賞与引当金及び未払税金を除く。

(2) 固定負債

事業⑤に属する固定負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、長期借入金及び退職引当金を除く。

3. 承継する契約関係（雇用契約を除く）

事業⑤に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他事業⑤に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なもののうち本分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

4. 雇用契約

事業⑤に属する従業員との雇用契約は承継しない。

5. その他の権利義務

（1）知的財産等

知的財産権は承継しないものとし、そのうち新設会社が事業⑤に使用するものについては、当社が新設会社に使用許諾する。

（2）許認可等

事業⑤に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、サプライ製品の印刷、加工ならびに受注管理事業（以下、「事業⑥」という。）に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成23年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

事業⑥に属する流動資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、関係会社向け短期貸付金を除く。

(2) 固定資産

事業⑥に属する固定資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、建物、構築物、建物附属設備、土地、水道施設利用権、電話加入権、電気通信施設利用権、投資有価証券、関係会社株式、関連会社株式、関係会社出資金及び関係会社向け長期貸付金を除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

事業⑥に属する流動負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、支払手形、関係会社向け支払手形、関係会社以外に係る買掛金、未払金（ファクタリング）、短期借入金、未払配当金、未払人件費、従業員預り金、関係会社預り金、賞与引当金及び未払税金を除く。

(2) 固定負債

事業⑥に属する固定負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。ただし、長期借入金及び退職引当金を除く。

3. 承継する契約関係（雇用契約を除く）

事業⑥に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他事業⑥に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なもののうち本分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

4. 雇用関係

事業⑥に属する従業員との雇用契約は承継しない。

5. その他の権利義務

（1）知的財産等

知的財産権は承継しないものとし、そのうち新設会社が事業⑥に使用するものについては、当社が新設会社に使用許諾する。

（2）許認可等

事業⑥に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

吸収分割契約書

株式会社サトー（平成23年10月3日付けで商号を「サトーホールディングス株式会社」に変更予定。以下、「甲」という。）とサトーシステムサポート株式会社（以下、「乙」という。）とは、第1条に定める甲の本事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、電子プリンタ等の保守サービス事業（以下、「本事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（商号及び本店所在地）

第2条 本分割を行う当事者の商号及び本店所在地は以下のとおりである。

（1）吸収分割会社

甲 株式会社サトー（効力発生日をもって、サトーホールディングス株式会社に商号を変更予定）
東京都目黒区下目黒一丁目7番1号

（2）吸収分割承継会社

乙 サトーシステムサポート株式会社
東京都目黒区下目黒一丁目7番1号

（承継する権利義務）

第3条 乙が甲より承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、平成23年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした別紙「承継権利義務明細表」記載に、効力発生日前日までの増減を加味して確定する。

なお、甲から乙に承継する債務については、重畳的債務引受の方法による。

（分割に際して交付する金銭等）

第4条 本分割に際して、乙は甲に対し、株式、金銭その他の財産の交付は行わない。

(資本金及び準備金)

第5条 乙は、本分割において、資本金及び準備金の額を変更しない。

(分割承認株主総会)

第6条 甲及び乙は、平成23年6月24日までにそれぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(効力発生日)

第7条 本分割の効力発生日は、平成23年10月3日とする。ただし、手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(競業避止義務)

第8条 甲は、本事業に関し、乙に対し、一切の競業避止義務を負わない。

(財産の管理)

第9条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

(契約条件の変更、解除)

第10条 本契約締結後効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の資産状態または経営状態に重大な変更を生じた場合、または本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲乙協議し合意の上、本分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

(契約の効力)

第11条 本契約は、第6条に定める甲及び乙の分割契約承認株主総会の承認を得られなかったとき、または法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

(協議)

第12条 本契約に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項または疑義のある事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年4月27日

甲 東京都目黒区下目黒一丁目7番1号
株式会社 サ ト ー
代表取締役執行役員社長 西 田 浩 一

乙 東京都目黒区下目黒一丁目7番1号
サトーシステムサポート株式会社
代表取締役社長 松 田 崇

[別紙]

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日において本事業に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成23年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する流動資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、関係会社向け短期貸付金を除く。

(2) 固定資産

本事業に属する固定資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能なものの一切。ただし、建物、構築物、建物附属設備、土地、水道施設利用権、電話加入権、電気通信施設利用権、投資有価証券、関係会社株式、関連会社株式、関係会社出資金及び関係会社向け長期貸付金を除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本事業に属する流動負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能なものの一切。ただし、支払手形、関係会社向け支払手形、関係会社以外に係る買掛金、未払金（ファクタリング）、短期借入金、未払配当金、未払人件費、従業員預り金、関係会社預り金、賞与引当金及び未払税金を除く。

(2) 固定負債

本事業に属する固定負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能なものの一切。ただし、長期借入金及び退職引当金を除く。

3. 承継する契約関係（雇用契約を除く）

本事業に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なもののうち本分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

4. 雇用契約

本事業に属する従業員との雇用契約は承継しない。

5. その他の権利義務

（1）知的財産等

知的財産権は承継しないものとし、そのうち乙が本事業に使用するものについては、甲が乙に使用許諾する。

（2）許認可等

本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

3. 会社法施行規則第205条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第763条第6号に掲げる事項の相当性に関する事項

① 新設分割設立会社が新設分割に際して当社に対して交付する当該新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

本新設分割設立会社は本分割に際してそれぞれ次のとおり普通株式を発行し、その全てを当社に割当て交付いたします。本分割に際して当社に対して交付される本新設分割設立会社の株式の数につきましては、本分割は単独新設分割であることから、割当てられる株式数によって当社と本新設分割設立会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められるところ、当社の持株会社制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる本新設分割設立会社株式の効率的な管理及び本新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、次のとおりの割当て株式数が相当であると判断して、決定いたしました。

新設会社	普通株式の数
株式会社サトー	80,000株
サトープリンティング株式会社	6,000株
サトーメカトロニクス株式会社	4,000株
サトーテクノラボ株式会社	200株
サトー品質保証センター株式会社	200株
サトーコミュニケーションズ株式会社	200株

② 新設分割設立会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本新設分割設立会社の資本金及び資本準備金の額等につきましては、承継される予定の資産及び負債の額、本分割後の本新設分割設立会社の安定した財務基盤の構築、機動的かつ柔軟な資本政策及び当社の他の子会社とのバランス等を総合的に勘案し、法令の規定に従い、本新設分割設立会社の事業内容及び事業規模に応じ相当と認められる金額として、次のとおり決定いたしました。

新設会社	資本金	資本準備金	利益準備金
株式会社サトー	4,000,000千円	1,000,000千円	0円
サトープリンティング株式会社	300,000千円	75,000千円	0円
サトーメカトロニクス株式会社	200,000千円	50,000千円	0円
サトーテクノラボ株式会社	10,000千円	2,500千円	0円
サトー品質保証センター株式会社	10,000千円	2,500千円	0円
サトーコミュニケーションズ株式会社	10,000千円	2,500千円	0円

- (2) 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

4. 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項の相当性に関する事項

サトーシステムサポート株式会社は当社の100%子会社であり、サトーシステムサポート株式会社から金銭等を当社へ交付する必要性は認められませんので、本分割の対価は定めないこととしたものであり、かかる定めをしないことは、相当であると判断いたしました。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

会社の現状に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当会計年度における我が国経済は、昨年から続く円高の進行から輸出が弱含みになるなど景気回復のペースが減速いたしました。雇用情勢は依然として厳しく、さらに為替動向や海外の金融不安もあるなか、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災のため、先行きは見通しがつきにくく、企業の経営環境はより厳しさが増しております。

このような環境のもと、当社は「自立・体質改善・イノベーション」を基本姿勢に、売上・利益計画の必達に向けて全社を挙げて努力いたしました。

特に当会計年度は保守契約プランの拡充及び予防保守活動の強化に注力し、顧客満足の向上をはかり、売上高前期比は5.8%増となりました。

その結果、当会計年度における売上高は、5,907百万円（前期比105.8%）、営業利益1,089百万円（同117.0%）、経常利益1,101百万円（同116.2%）となり、前期収益を大幅に上回る結果とすることができました。

《経営成績》

区 分	第5期 (平成23年3月期)	前期比
売 上 高	5,907百万円	105.8%
営 業 利 益	1,089百万円	117.0%
経 常 利 益	1,101百万円	116.2%
当 期 純 利 益	614百万円	114.5%

2. 株式に関する事項

- ①発行可能株式総数：1,000株
- ②発行済株式の総数：1,000株
- ③当期末株主数：1名
- ④大株主

株主名	持株数	出資比率
株 式 会 社 サ ト ー	1,000株	100.0%

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,827	流動負債	2,644
現金及び預金	404	買掛金	69
売掛金	412	未払金	362
商品及び製品	230	未払法人税等	101
関係会社預け金	2,719	前受金	1,552
繰延税金資産	24	預り金	201
その他	36	前受収益	127
貸倒引当金	0	その他	229
固定資産	36	負債合計	2,644
有形固定資産	12	(純資産の部)	
建物	1	株主資本	1,219
工具器具及び備品	11	資本金	50
無形固定資産	0	利益剰余金	1,169
ソフトウェア	0	利益準備金	12
投資その他の資産	23	その他利益剰余金	1,157
差入保証金	21	繰越利益剰余金	1,157
その他	1	純資産合計	1,219
資産合計	3,864	負債及び純資産合計	3,864

損 益 計 算 書

(自 平成22年 4月 1日)
(至 平成23年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,907
売 上 原 価		903
売 上 総 利 益		5,003
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,913
営 業 利 益		1,089
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6	
受 取 手 数 料	6	
そ の 他	1	14
営 業 外 費 用		
そ の 他	2	2
経 常 利 益		1,101
特 別 利 益		
そ の 他	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		1,101
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	493	
法 人 税 等 調 整 額	△5	487
当 期 純 利 益		614

株主資本等変動計算書

(自 平成22年 4 月 1 日)
(至 平成23年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	利益準備金	そ の 利 益 繰 上 げ 金	他 の 剰 余 金 繰 上 げ 金	利 益 剰 余 金 計 合 計	
平成22年3月31日 残高	50	—		1,555	1,555	1,605
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		12		△1,012	△1,000	△1,000
当期純利益				614	614	614
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)						
事業年度中の 変動額合計	—	12		△398	△385	△385
平成23年3月31日 残高	50	12		1,157	1,169	1,219

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,000株

(2) 配当に関する事項

株式の種類 普通株式

配当金の総額 1,000百万円

1株当たり配当額 1,000,000円

基準日 平成22年9月30日

効力発生日 平成22年10月28日

監 査 報 告 書

私は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第5期事業年度に係る計算書類を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

私は監査役として、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿またはこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成23年4月24日

サトーシステムサポート株式会社

監 査 役 櫛 田 晃 裕 (印)

(3) 吸収分割当事会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 当社

該当事項はありません。

② サトーシステムサポート株式会社

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、第2号議案「新設分割計画及び吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成23年10月3日（予定）をもって、これまでの事業会社から持株会社（同日付で「サトーホールディングス株式会社」へ商号変更予定）へ経営組織を変更いたします。

これに伴い、第2号議案が承認可決されることを条件として、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更し、併せて、平成23年10月3日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	定款変更案
（商号）	（商号）
第1条 当社は、株式会社サトーと称し、英文ではSATO CORPORATIONと表示する。	第1条 当社は、サトーホールディングス株式会社と称し、英文では <u>SATO HOLDINGS CORPORATION</u> と表示する。
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営む <u>会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式（または持分）を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること</u> を目的とする。
<u>1. 光学記号、電波記号等自動識別システムの開発製造販売</u>	<u>(1)</u> （現行どおり）
<u>2. 電子機械器具の製造販売</u>	<u>(2)</u> （現行どおり）
<u>3. 磁気カードプリンタ、磁気カード読取機、磁気カード読取・書込機等の機械器具の製造販売</u>	<u>(3)</u> （現行どおり）
<u>4. ラベル、シール用自動貼付け機等の省力機械器具の製造販売</u>	<u>(4)</u> （現行どおり）
<u>5. ラベル、シール、タグ（値札、商品札等）、チケット、カード（磁気カード、アイシーカード、ポストカード等）等を使用する表示用機械器具の製造販売</u>	<u>(5)</u> （現行どおり）
<u>6. 前各号の機械器具の保守</u>	<u>(6)</u> （現行どおり）

現行定款	定款変更案
7. コンピュータ等情報機器のシステム設計ならびにソフトウェアの開発および販売	(7) (現行どおり)
8. 情報処理サービスの提供に関する業務	(8) (現行どおり)
9. 印刷機械の製造販売	(9) (現行どおり)
10. 札取付け機械器具の製造販売	(10) (現行どおり)
11. 計量機の製造販売	(11) (現行どおり)
12. 店舗用商品等の監視装置の製造販売	(12) (現行どおり)
13. テープ類の製造販売	(13) (現行どおり)
14. ラベル、シール、タグ(値札、商品札等)、チケット、カード(磁気カード、アイシーカード、ポストカード等)、ポスター、チラシ、伝票等の製版、印刷、加工ならびに製造販売	(14) (現行どおり)
15. 接着剤、剥離材の製造販売	(15) (現行どおり)
16. インキローラー、カーボンリボンおよびトナーの製造販売	(16) (現行どおり)
17. ラベル、シール用紙類の製造販売	(17) (現行どおり)
18. 包装機械器具の製造販売	(18) (現行どおり)
19. 上記各号に関する輸出入業務	(19) (現行どおり)
(新 設)	(20) <u>ロジスティクスソリューション事業</u>
(新 設)	(21) <u>一般貨物、特殊貨物、美術品などの輸送・搬入・据付作業</u>
(新 設)	(22) <u>工業用ゴム製品の製造販売</u>
(新 設)	(23) <u>合成樹脂の製造販売</u>
(新 設)	(24) <u>知的財産権の取得、維持、管理、使用許諾および譲渡</u>
(新 設)	(25) <u>労働者派遣事業</u>
(新 設)	(26) <u>有料職業紹介事業</u>
20. 動産および不動産の賃貸	(27) (現行どおり)
21. 損害保険代理業	(28) (現行どおり)
22. 上記各号に付帯する一切の業務	(29) (現行どおり)
(新 設)	2 <u>当会社は、前項各号の事業および前項各号に付帯する一切の業務を営むことができる。</u>

現行定款	定款変更案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>第1条（商号）および第2条（目的）</u> <u>の規定の変更は、平成23年10月3日</u> <u>をもって効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は、上記の効力発生後、</u> <u>これを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役11名全員は任期満了となりますので、あらためて取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	にしだ こういち 西田 浩一 (昭和33年12月10日生)	昭和56年3月 当社入社 平成10年2月 当社C S本部システムサービス部長 平成11年4月 当社C S本部長 平成13年6月 当社取締役C S本部長 平成14年6月 当社取締役マレーシア生産担当 平成15年6月 当社取締役常務執行役員マレーシア 生産担当 平成17年6月 当社取締役専務執行役員海外生産担 当 平成18年4月 当社取締役専務執行役員海外生産・ 購買担当 平成19年6月 当社代表取締役執行役員社長兼最高 経営責任者（現任）	31,938株
2	どばしゅうお 土橋 郁夫 (昭和30年9月21日生)	昭和55年10月 当社入社 平成11年4月 当社営業本部プリンタ推進部長 平成14年6月 当社C S本部長 平成15年6月 当社常務執行役員営業本部長 平成17年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長 平成19年6月 当社代表取締役執行役員副社長兼最 高執行責任者（国内事業担当）兼営 業本部長 平成19年10月 当社代表取締役執行役員副社長兼最 高執行責任者（現任）	24,747株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	まつやまかずお 松山一雄 (昭和35年8月20日生)	<p>平成13年6月 当社入社管理本部人事部長 (SATO INTERNATIONAL PTE. LTD. 出向)</p> <p>平成16年1月 当社執行役員SATO INTERNATIONAL PTE. LTD. Sales & Marketing Senior Manager</p> <p>平成17年7月 当社常務執行役員SATO INTERNATIONAL PTE. LTD. General Manager</p> <p>平成19年7月 当社専務執行役員SATO INTERNATIONAL PTE. LTD. Managing Director</p> <p>平成21年6月 当社取締役専務執行役員SATO INTERNATIONAL PTE. LTD. Managing Director</p> <p>平成21年10月 当社取締役専務執行役員国際営業本部長</p> <p>平成22年7月 当社取締役執行役員副社長国際営業担当兼国際営業本部長</p> <p>平成22年12月 当社代表取締役執行役員副社長兼最高執行責任者兼国際営業担当 (現任)</p>	21,566株
4	ふじたとくお 藤田東久夫 (昭和26年8月10日生)	<p>昭和60年3月 当社入社</p> <p>昭和63年11月 当社取締役社長室長</p> <p>平成元年6月 当社常務取締役社長室長</p> <p>平成2年6月 当社代表取締役社長</p> <p>平成15年6月 当社代表取締役執行役員会長兼最高経営責任者</p> <p>平成19年6月 当社取締役経営顧問 (現任)</p>	267,281株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	わき としひろ 脇 敏博 (昭和27年1月26日生)	昭和62年5月 当社入社 平成12年10月 当社国際営業本部長 平成13年6月 当社常務取締役海外営業担当 平成15年6月 当社取締役専務執行役員海外営業担当 平成17年6月 当社取締役執行役員副社長海外事業担当 平成19年6月 当社代表取締役執行役員副社長兼最高執行責任者(海外事業担当) 平成21年6月 当社取締役(現任)	26,160株
6	なるみ たつお 鳴海達夫 (昭和27年2月24日生)	平成12年8月 当社入社秘書室部長 平成13年4月 当社管理本部人事部長 平成15年5月 当社経営企画本部企画部長 平成15年6月 当社執行役員経営企画本部企画部長 平成17年10月 当社執行役員経営企画本部長兼企画部長 平成18年1月 当社常務執行役員経営企画本部長 平成19年7月 当社専務執行役員経営企画本部長 平成20年6月 当社取締役専務執行役員経営企画本部長 平成21年7月 当社取締役顧問(現任)	21,244株
7	おの たかひこ 小野隆彦 (昭和26年9月9日生)	昭和51年6月 株式会社小野測器入社 昭和58年3月 同社取締役営業本部副本部長 昭和63年3月 同社常務取締役技術本部副本部長 平成2年3月 同社専務取締役技術担当、音響技術研究所長 平成3年3月 同社代表取締役・取締役社長 平成11年6月 当社取締役(現任) 平成14年4月 早稲田大学客員教授(現任) 平成17年5月 東京農工大学副学長・理事 平成23年4月 東京農工大学客員教授(現任)	16,242株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
8	すざき けん 鈴木 賢 (昭和23年6月11日生)	昭和49年2月 株式会社鈴彦（現 株式会社バイタルネット）入社 昭和55年5月 同社取締役 昭和58年4月 サンエス株式会社（現 株式会社バイタルネット）常務取締役 昭和62年10月 同社専務取締役 昭和63年6月 同社代表取締役専務 平成2年4月 同社代表取締役副社長 平成6年4月 同社代表取締役社長 平成14年6月 当社取締役（現任） 平成17年7月 株式会社バイタルネット代表取締役兼社長執行役員（現任） 平成18年9月 株式会社ほくやく・竹山ホールディングス社外取締役（現任） 平成20年10月 株式会社フォレストホールディングス社外取締役（現任） 平成21年4月 株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス代表取締役社長（現任）	3,218株
9	やまだ ひでお 山田 秀雄 (昭和27年1月23日生)	昭和59年3月 最高裁判所司法研修所修了 昭和59年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成4年10月 山田秀雄法律事務所（現 山田・尾崎法律事務所）所長（現任） 平成10年5月 太洋化学工業株式会社社外監査役（現任） 平成13年4月 第二東京弁護士会副会長 平成16年6月 当社取締役（現任） 平成18年3月 ライオン株式会社社外取締役（現任） 平成19年6月 石井食品株式会社社外監査役（現任） 株式会社ミクニ社外監査役（現任） 平成21年3月 ヒューリック株式会社社外取締役（現任） 平成22年4月 日本弁護士連合会理事（現任）	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
10	たなかゆうこ 田中 優子 (昭和27年1月30日生)	昭和55年4月 法政大学第一教養部専任講師 昭和58年4月 法政大学第一教養部助教授 昭和61年4月 北京大学交換研究員 平成3年4月 法政大学第一教養部教授 平成5年4月 オックスフォード大学在外研究員 平成15年4月 法政大学社会学部メディア社会学科教授(現任) 平成16年6月 当社取締役(現任) 平成19年4月 法政大学国際日本学インスティテュート(大学院)教授(現任) 平成22年4月 法政大学国際日本学インスティテュート(大学院)学院長(現任)	2,354株
11	いしぐるきよこ 石黒 清子 (昭和35年2月21日生)	平成3年3月 最高裁判所司法研修所修了 平成3年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成7年4月 野田・相原・石黒法律事務所(現野田・相原・石黒・佐野法律事務所)パートナー弁護士(現任) 平成12年4月 東京弁護士会調査室室長 平成18年4月 東京弁護士会広報委員会委員長 平成22年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任)	852株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 小野隆彦氏、鈴木 賢氏、山田秀雄氏、田中優子氏及び石黒清子氏は社外取締役候補者であります。
- (2) 社外取締役候補者とした理由
- ①小野隆彦氏につきましては、大学副学長・理事・客員教授としての高い見識と幅広い経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ②鈴木 賢氏につきましては、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ③山田秀雄氏につきましては、会社の業務執行者として直接経営に関与されていませんが、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- ④田中優子氏につきましては、会社の業務執行者として直接経営に関与されていませんが、大学院長・教授としての高い見識と幅広い経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ⑤石黒清子氏につきましては、会社の業務執行者として直接経営に関与されていませんが、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (3) 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）

小野隆彦氏 12年
 鈴木 賢氏 9年
 山田秀雄氏 7年
 田中優子氏 7年
 石黒清子氏 1年

第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役米谷 真氏は任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
こめたに まこと 米谷 真 (昭和23年7月3日生)	昭和46年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成13年5月 当社入社管理本部総務部長 平成14年7月 当社管理本部副本部長兼経理部長 平成15年6月 当社執行役員経営企画本部副本部長兼経理部長 平成17年5月 当社執行役員経営企画本部副本部長 平成18年10月 当社顧問 社長付部長 平成19年6月 当社常勤監査役（現任）	4,429株

(注) 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

以上